

## 令和4年度 周南市地産地消推進協議会

### 地域ブランド・産地育成強化プロジェクト専門部会 次第

【日時】令和5年3月16日（木）14時～15時20分

【場所】道の駅ソレーネ周南 研修交流室

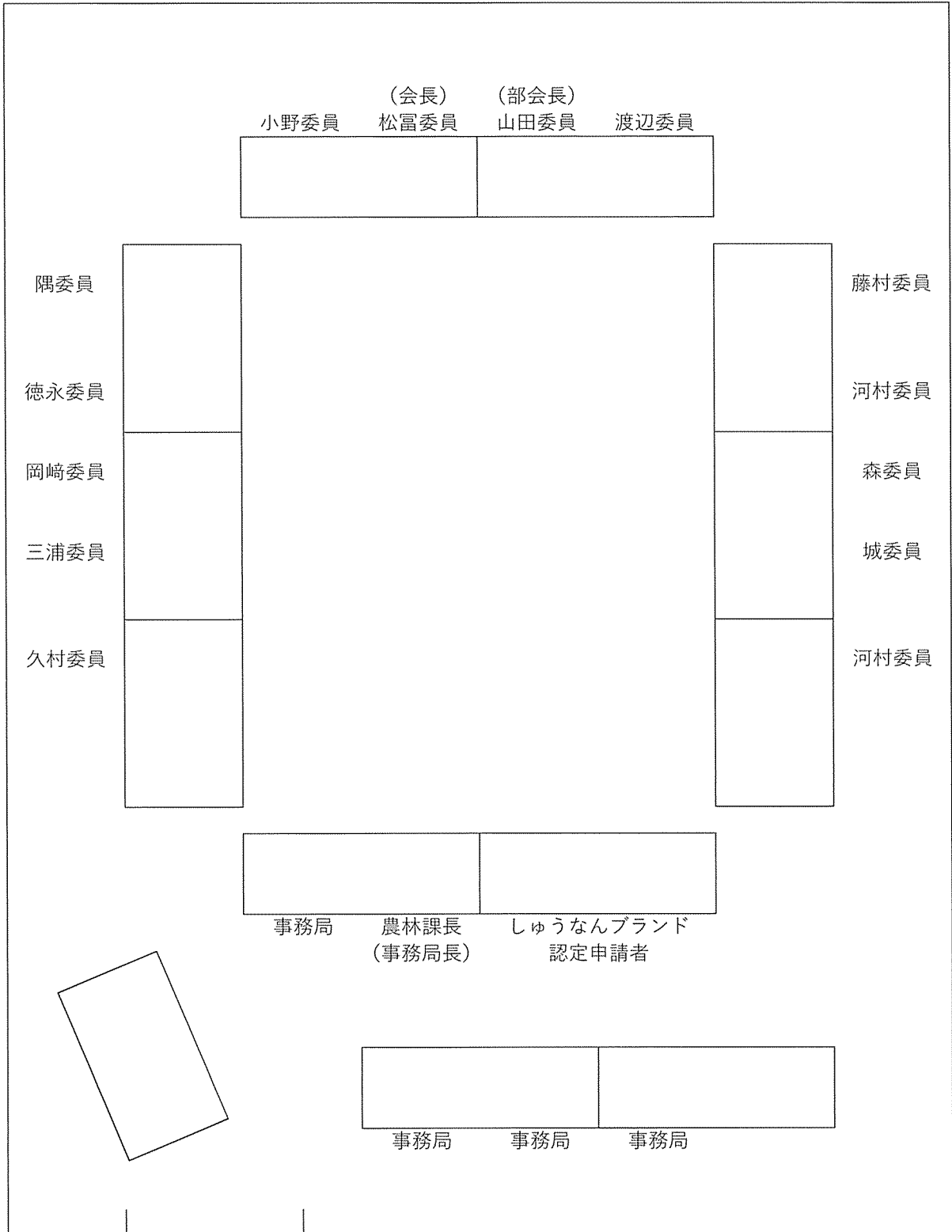
1 開 会

2 会長あいさつ

3 しゅうなんブランド認定審査

4 閉 会

令和4年度 周南市地産地消推進協議会  
 地域ブランド・産地育成強化プロジェクト専門部会 配席表



(会長) (部会長)  
 小野委員 松富委員 山田委員 渡辺委員

隅委員

藤村委員

徳永委員

河村委員

岡崎委員

森委員

三浦委員

城委員

久村委員

河村委員

事務局 農林課長 (事務局長) しゅうなんブランド認定申請者

事務局 事務局 事務局

出入口

**周南市地産地消推進協議会  
地域ブランド・産地育成強化プロジェクト専門部会 委員名簿**

(順不同、敬称略)

団体名	氏名	
山口大学名誉教授	松富 直利	
周南公立大学 地域共創センター長	立部 文崇	ご欠席
山口県農業協同組合 周南統括本部 営農経済部長	山田 智	
周南地域集落営農法人等連絡協議会 会長	大中 巖	ご欠席
山口県漁業協同組合 周南統括支店長	藤村 和義	
周南市畜産振興協議会 会長	隅 明憲	
周南消費者協会 会長	河村 昌子	
一般公募	西川 満希子	ご欠席
一般公募	徳永 豊	
一般公募	河谷 千代子	ご欠席
一般公募	岡崎 麻衣	
道の駅ソレーネ周南 駅長	小野 拓二	
公益財団法人 周南地域地場産業振興センター 専務理事	渡辺 隆	
一般財団法人 周南観光コンベンション協会	永尾 成美	ご欠席
公益財団法人 周南市ふるさと振興財団	國兼 裕司	ご欠席
山口県周南農林水産事務所 企画振興室	森 実希	
周南市地域振興部 観光交流課 課長	城 和男	
周南市産業振興部 水産課 課長	三浦 英樹	
周南市教育委員会教育部 学校給食課 課長	河村 武志	
周南市健康医療部 健康づくり推進課 課長	久村 ゆかり	

## しゅうなんブランド認定申請品 一覧

審査開始時刻	部門	申請番号	品名	申請者	住所
14:10	加工品	1	水素晒、水素晒プレミアム	株式会社 はつもみぢ	周南市飯島町1-4
14:25	加工品	2	梨と葡萄 はんぶんはんぶんジュース	海田 幸二	周南市大字金峰2912-1
14:40	加工品	3	ほうじ茶ラテベース	有限会社 オレンジカフェ	周南市岐山通1-1 周南市役所1階
14:55	加工品	4	まいにちchili(全4種類)	須田 浩史	周南市大字須万2460-6

## しゅうなんブランド認定基準

しゅうなんブランドの認定は、周南市の資源・特性を生かし「周南市ならではの」「周南市らしさ」「これぞ周南市」といった、個性と魅力を持った産品をしゅうなんブランドとして認定するため、次の通り基準を定め、総合的に審査し決めるものとする。

### 1 認定の対象

本市で生産された農林水産物や畜産物及びそれらを材料として製造、加工されたもので販売実績のあるものとする。

- A 農林産物・・・周南市で生産及び収穫された農林産物  
(米穀類、野菜類、果実類、花き類、木材、きのこ類等)
- B 水産物・・・佐波川水系、錦川水系及び島田川水系又は周南市で水揚げされた水産物(魚介類、海藻類)
- C 畜産物・・・周南市で飼育された家畜(牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵等)
- D 加工品・・・AからCまでにおいて定義する農林産物、水産物及び畜産物を原材料として使用している加工品  
(米穀類加工品、麺類、野菜・果実等加工品、水産加工品、調味料、畜産加工品、惣菜類、弁当類、菓子類、飲料、酒類、工芸品等)

### 2 審査項目

①から⑤の項目の内容で審査する。

#### ①素材

…周南市産の素材であるか

#### ②周南市らしさ

…周南市にちなんだ物語性を有し、市民に支持されているか

#### ③独自性・品質性

…産品に独自の工夫があり、味・外観等に優れているか

#### ④信頼性・安全性

…安全性の高い素材であり、クレーム処理の体制などが整っているか

#### ⑤市場性・将来性

…将来にわたり安定的な流通が見込めるか

### 3 審査方法

審査は周南市地産地消推進協議会で行うこととし、上記基準①～⑤の内容について総合的に判断し、100点満点の点数制で審査する。そのうち、獲得点数の平均が70点以上のものをしゅうなんブランドとして認定する。

## 審査の着目点

### <農林畜産物>

素材	・産地は周南市内であるか。
周南市らしさ	・周南市にちなんだ歴史、伝統、文化的背景、物語性があるか
	・地域の風土を活かしているか
	・周南市民に支持されているか
	・他市町、都市部の人々にとって魅力のある要素を有しているか
独自性 品質性	・ネーミングや外観において独自性や新規性が認められるか
	・昔から伝わる技法を生産に用いているか、もしくは先進的な技術を取り入れているか
信頼性 安全性	・信頼性の裏付けとなる客観的事実（受賞歴や認証等）があるか
	・環境に配慮した生産方式、取り組みを行っているか（有機栽培、特別栽培、エコファーマー、耕畜連携による土づくり、自然素材の活用等）
	・品質管理、衛生管理、クレーム処理の体制が整っているか
市場性 将来性	・将来にわたり安定的な生産・販売が見込まれるか
	・後継者育成、技術伝承、圃場整備・設備投資等の取り組みがあるか
	・ブランド認定することにより消費拡大が見込めるか

### <水産物>

素材	・周南市内で水揚げされたものであるか。
周南市らしさ	・周南市にちなんだ歴史、伝統、文化的背景、物語性があるか
	・地域の風土を活かしているか
	・周南市民に支持されているか
	・他市町、都市部の人々にとって魅力のある要素を有しているか
独自性 品質性	・ネーミングや外観において独自性や新規性が認められるか
	・昔からの伝統的な技法・漁法や、漁獲量等の向上のための工夫を行っているか
信頼性 安全性	・信頼性の裏付けとなる客観的事実（受賞歴や認証等）があるか
	・品質管理、衛生管理、クレーム処理の体制が整っているか
市場性 将来性	・将来にわたり安定的な生産・販売が見込まれるか
	・後継者育成、技術伝承、圃場整備・設備投資等の取り組みがあるか
	・ブランド認定することにより消費拡大が見込めるか

<食品加工品>

<p>素材</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周南市産かどうか</li> <li>① 食品表示に記載されている最も分量の多い原材料（調味料を除く）が100%周南市産</li> <li>② 上記に該当しない場合</li> </ul> <p>食品表示に記載されている分量の多い原材料（調味料を除く）で上位3品目の周南市産使用比率が50%以上</p>
<p>周南らしさ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周南市にちなんだ歴史、伝統、文化的背景、物語性があるか</li> <li>・地域の風土を十分に活かし、加工方法、原材料等にこだわりを持って製造されているか</li> <li>・周南市民に支持されているか</li> <li>・他市町、都市部の人々にとって魅力のある要素を有しているか</li> </ul>
<p>独自性 品質性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・味、外観等に優れているか</li> <li>・ネーミングや外観において独自性や新規性が認められるか</li> <li>・着想、食材、特性（品質・味・デザイン等）、レシピ、盛り付け等において、独自性や創造性が認められるか</li> <li>・特別な生産、製造、加工方法を用いているか (周南市に昔から伝わる製法・技法を受け継いでいるか、先進的な技術を取り入れているか)</li> </ul>
<p>信頼性 安全性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信頼性の裏付けとなる客観的事実（受賞歴や認証等）があるか</li> <li>・品質管理、衛生管理、クレーム処理の体制が整っているか</li> <li>・安全性の高い素材を使用しているか</li> </ul>
<p>市場性 将来性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来にわたり安定的な生産・販売が見込まれるか</li> <li>・後継者育成、技術伝承、設備投資等の取り組みがあるか</li> <li>・ブランド認定することにより消費拡大が見込めるか</li> </ul>

<食品以外の加工品>

素材	・主な素材が周南市産か
周南らしさ	・周南市にちなんだ歴史、伝統、文化的背景、物語性があるか
	・地域の風土を十分に活かし、加工方法、原材料等にこだわりを持って製造されているか
	・周南市民に支持されているか
	・他市町、都市部の人々にとって魅力のある要素を有しているか
独自性 品質性	・ネーミングや外観において独自性や新規性が認められるか
	・特別な生産、製造、加工方法を用いているか (周南市に昔から伝わる製法・技法を受け継いでいるか、先進的な技術を取り入れているか)
信頼性 安全性	・信頼性の裏付けとなる客観的事実(受賞歴や認証等)があるか
	・品質管理、衛生管理、クレーム処理の体制が整っているか
	・安全性の高い素材を使用しているか
市場性 将来性	・将来にわたり安定的な生産・販売が見込まれるか
	・後継者育成、技術伝承、設備投資等の取り組みがあるか
	・ブランド認定することにより消費拡大が見込めるか



## 周南市地産地消推進協議会規約

### (名称)

第1条 この協議会は、周南市地産地消推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 この協議会は、本市の、地域特性を最大限活かした旬と彩りにあふれる農林水産物の生産振興を図るとともに、生産者、流通業者及び消費者の連携を深め、地産地消推進運動を積極的に展開し、地域の食料自給力を高めるとともに、健全な食生活の普及及び地域の活性化を目的とする。

### (協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議を行なうものとする。

- (1) 周南市地産地消促進計画に関すること。
- (2) 周南市の地産地消の推進店の認定に関すること。
- (3) しゅうなんブランド認定に関すること。
- (4) その他地産地消に関すること。

### (組織)

第4条 協議会は、委員30人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 生産者及び生産者団体の関係者
- (3) 消費者団体の関係者
- (4) 公募により選出された者
- (5) その他市長が必要と認める者

### (委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

### (役員)

第6条 協議会に次の役員を置き、委員の互選によってこれを定める。

会 長 1名  
副会長 1名  
監 事 1名

- 2 会長は、協議会の会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、会計を監査する。

### (総会)

第7条 協議会の総会（以下「総会」という。）は会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(役員会)

第8条 協議会の役員会（以下「役員会」という。）は、役員及び専門部会長をもって構成し、必要があるときは会長が招集し、その議長となる。

2 役員会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会で議決を得た事業を推進するために必要な事項
- (3) その他必要な事項

(専門部会の設置)

第9条 第3条各号に定める事項の事業を推進するため、別表第1に掲げる専門部会を設置する。

2 専門部会に属する委員及び部会長は、会長が指名する。

3 専門部会の会議は、必要があるときは会長が招集し、部会長がその議長となる。ただし、専門部会の合同会議は、会長がその議長となる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、地産地消担当課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項については会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1

専門部会	1 地域ブランド・産地育成強化プロジェクト
	2 流通・販売促進プロジェクト
	3 地産地消普及・啓発活動推進プロジェクト

構成団体	構成員
山口県周南農林水産事務所	所長又は所長が推薦するもの
山口県農業協同組合周南統括本部	営農経済部長又は営農経済部長が推薦するもの
山口県漁業協同組合周南統括支店	支店長又は支店長が推薦するもの
周南料飲組合	組合長又は組合長が推薦するもの
周南西料飲組合	組合長又は組合長が推薦するもの
周南消費者協会	会長又は会長が推薦するもの
周南地域集落営農法人等連絡協議会	会長又は会長が推薦するもの
周南市畜産振興協議会	会長又は会長が推薦するもの
株式会社 丸久 経営企画室	担当部長又は担当部長が推薦するもの
道の駅ソレーネ周南	駅長又は駅長が推薦するもの
周南地域地場産業振興センター	専務理事又は専務理事が推薦するもの
周南観光コンベンション協会	会長又は会長が推薦するもの
マックスバリュ西日本 株式会社	担当部長又は担当部長が推薦するもの
株式会社 イズミ	担当部長又は担当部長が推薦するもの
生活協同組合コープやまぐち	理事長又は理事長が推薦するもの
周南公立大学	学長又は学長が推薦するもの
周南市ふるさと振興財団	常務理事又は常務理事が推薦するもの
その他	市長が必要と認める者又はその者が推薦するもの 学識経験者又はその者が推薦するもの 一般公募者